

令和7年度渋川市地方就職支援金交付要領

令和7年4月1日から適用

本支援金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、東京圏の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、卒業時のU I J ターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的に地方就職支援金を交付します。
内容	交付対象となるのは、次の各号の要件を全て満たす者です。 (1) 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとします。 ア 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とします。 イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。 (2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとします。 ア 本市に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる交通費については、申請時点で移住していなくても、群馬県内に所在する企業に就職することが内定している場合は対象とします。 イ 本市に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、卒業・修了後に（3）の要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。 ウ 群馬県において新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））の交付決定がされた後であって地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表されていること、かつ、本市において群馬県地方就職学生支援事業費補助金の交付決定がされた後に申請したこと。 エ 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合

は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件は、次に掲げるア及びイに該当することとします。

ア 就業先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとします。なお、全ての要件において初日は不算入とします。

(ア) (1)の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に、勤務地が群馬県内に所在する企業に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就職でないこと。

イ 就業条件等に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとします。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 本市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる交通費を申請する場合は、本市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(4) その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとします。

ア 暴力団でないこと。

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

	る暴力団員をいう。以下同じ。) でないこと。 ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 ケ 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 コ その他群馬県及び本市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
交付対象経費	交付対象となるのは、就職活動等にかかる交通費及び移住にかかる移転費です。移転費の対象は運送費用とし、引っ越し業者が提供する運送業務に関する費用又はそれに準じる費用とします。
交付金額	交付金額は、交通費、移転費それぞれ一人1回を限度として次のとおりとします。 (1) 交通費 ア 定額交付 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 6,000円 イ 次に掲げる場合は、定額交付によらず算出した額を交付します。 (ア) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合 6,000円を上限に自己負担額の2分の1以内（交付金額に100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとします。ただし、交付金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとします。） (イ) 就職先企業が交通費の一部を支給している場合

		群馬県の旅費規程に基づく往復交通費（１２，０００円）から企業負担額を差し引いた額の２分の１以内（交付金額に、１００円未満の端数が生じた場合は１００円未満切り捨てとします。ただし、交付金額が１００円未満である場合は、１円未満を切り捨てとします。） （２） 移転費 ア ６６，０００円を上限とし、実費を交付します。 ただし、就職先企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として交付対象外とします。 イ 実費での交付金額のうち、１，０００円未満の端数が生じた場合は１，０００円未満切り捨てとします。
	予算額	この交付金の事業全体の補助限度額は、１，１５２，０００円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付申請の方法、 時期等	交付対象者は、渋川市地方就職支援金交付申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて令和８年２月１０日までに市民協働推進課に提出してください。 （１） 交通費の場合 ア 写真付き身分証明書 イ 内定証明書（様式第２号）又は就業証明書（様式第３号） ウ 在学証明書（在学中の申請の場合。卒業・修了学年である確認がとれるものであること）、又は卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から１年以内のもの） エ 交通費の領収書 オ 移住元の住所を確認できる書類 カ 住民票の写し（在学中の申請の場合を除く） キ その他市長が必要と認める書類。 （２） 移転費の場合 ア 写真付き身分証明書 イ 就業証明書（様式第３号） ウ 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から１年以内のもの） エ 移住にかかる移転費の領収書及び明細がわかるもの オ 移住元の住所を確認できる書類 カ 住民票の写し キ その他市長が必要と認める書類 【注】内定証明書（様式第２号）、就業証明書（様式第３号）

	以外については、押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定の時期等	申請のあった日から14日以内に交付決定をします。 交付金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市地方就職支援金事業に係る地方就職支援金の交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	渋川市地方就職支援金交付請求書（様式第4号）に振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限ります。）を添えて請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
報告及び立入調査	群馬県及び本市は、渋川市地方就職支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、渋川市地方就職支援金事業に関する報告及び立入調査を求めることができます。
交付決定の取消し又は交付金の返還	次の場合は、交付金の交付決定の全額又は一部が取り消され、交付金の全額又は半額の返還を請求することとします。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではありません。 （１） 全額の返還 ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合 イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除きます） エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除きます） オ 本市への転入日から3年未満で本市から転出した場合（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とします） （２） 半額の返還

	本市への転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確でない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）
申請書等の様式	渋川市地方就職支援金交付申請書（様式第1号） 内定証明書（様式第2号） 就業証明書（様式第3号） 渋川市地方就職支援金交付請求書（様式第4号） 渋川市地方就職支援金事業に係る地方就職支援金の交付（不交付）決定通知書（様式第5号） 渋川市地方就職支援金交付決定取消し通知書（様式第6号） 渋川市地方就職支援金返還命令書（様式第7号）
その他	交付対象者は、交付対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該交付対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所市民協働推進課（本庁舎） 電話 0279-22-2401（直通） 0279-22-2111（内線2182） メールアドレス iju@city.shibukawa.gunma.jp